

飲食店における感染防止対策の認証制度 (通称、第三者認証制度) を開始します

道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度を実施します！

- ★ 店舗における感染拡大のリスク低減！
- ★ 感染防止対策に取り組んでいることをアピール！
- ★ 道HPで認証店舗の公表！

1 対象事業者 (9/24～は札幌市内の店舗のみ受付開始)

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者 ※店舗ごとに申請
※札幌市以外の事業者の皆様からの受付開始は、準備が整い次第ご案内します。
※9/1から受付を開始している「飲食店における感染防止対策の認証(試行)」に申請いただいた事業者の皆様は、改めて申請していただく必要はございません。



貴店は道が実施する感染防止対策に係る認証基準を実践しています。

店名

※認証書のイメージ

2 認証の流れ



3 認証基準

道では国が示す基準を整理・統合し、座席の間隔や換気回数などの認証基準を定めました。裏面に認証基準の一例を掲載していますので、ご参照ください。

※認証を取得すること自体は、感染防止対策協力支援金の支給要件ではありません。

4 申請受付・お問い合わせ

○申請方法

下記URLより『電子申請』で受付

※電子申請がご利用いただけない場合には
郵送での申請も可能です

○お問い合わせ(制度概要・認証基準の内容)

電話 0570-783-816

受付時間 平日9:00～18:00 ※10/3まで土日も受付

○ホームページ(制度の詳細や、電子申請の受付)

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/78518.html>

ホームページQRコード



認証基準の概要

1 来店者の感染症予防（8項目）

- 店内入口に消毒設備を設置し、手指消毒を実施。
- 同一テーブルでの配置については、座席の間隔を最低1 m以上確保するまたは、テーブル上にパーティション等を設置。

2 従業員の感染症予防（5項目）

- 濃厚接触者として判断された従業員等は就業を禁止。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、対面での食事や会話を避けること。

3 施設・設備の衛生管理の徹底（4項目）

- 換気設備により必要換気量を確保。換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

4 感染者発生に備えた対処方針（2項目）

- 感染者が施設を利用していた場合や施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じる。

5 推奨項目（9項目）

- 施設は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度などを定めたチェックリストを作成。